

地方における業務説明会 説明資料

金融庁

平成23年9月

目 次

1. 中小企業金融の現状

中小企業の業況(業況判断・資金繰り判断D.I.の推移)…………… 1

2. 中小企業金融円滑化法の概要

「中小企業金融円滑化法」の期限の延長等について…………… 3

「中小企業金融円滑化法」に基づく貸付条件の変更等の状況…………… 4

3. 金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン

アクションプランの主な施策…………… 5

地域密着型金融の推進に関する監督指針の改正…………… 6

個人連帯保証に関する監督指針の改正…………… 7

4. 震災後の対応

金融機能強化法の概要…………… 8

東日本大震災に対処するための金融機能強化法等の改正の概要… 9

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の概要…………… 10

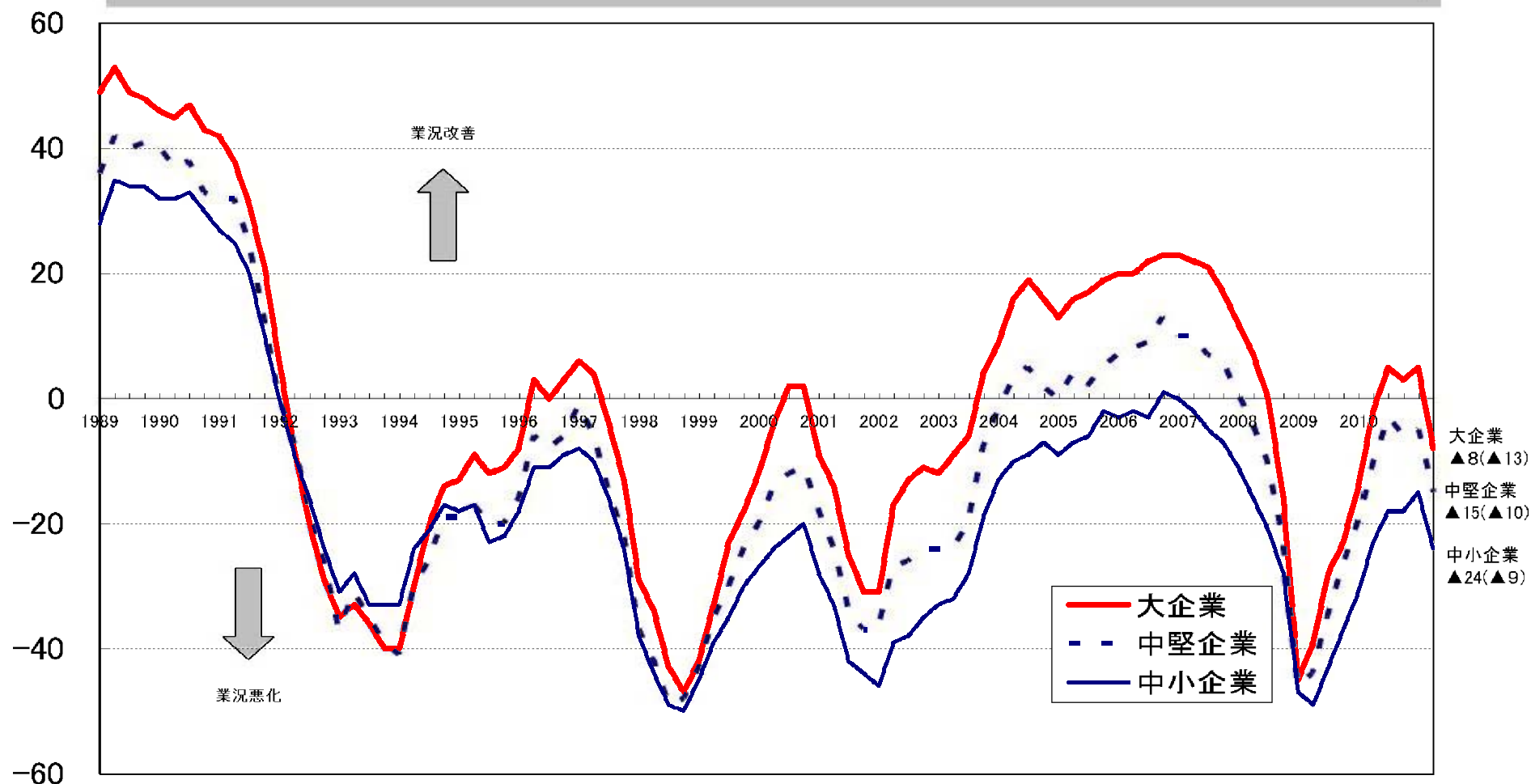
5. 平成23事務年度検査基本方針・監督方針

平成23検査事務年度検査基本方針のポイント…………… 12

平成23事務年度監督方針のポイント…………… 13

業況判断D.I. の推移

- 2009年6月以降、低水準ではあるが改善
- 東日本大震災後は悪化傾向にあり、依然として厳しい状況



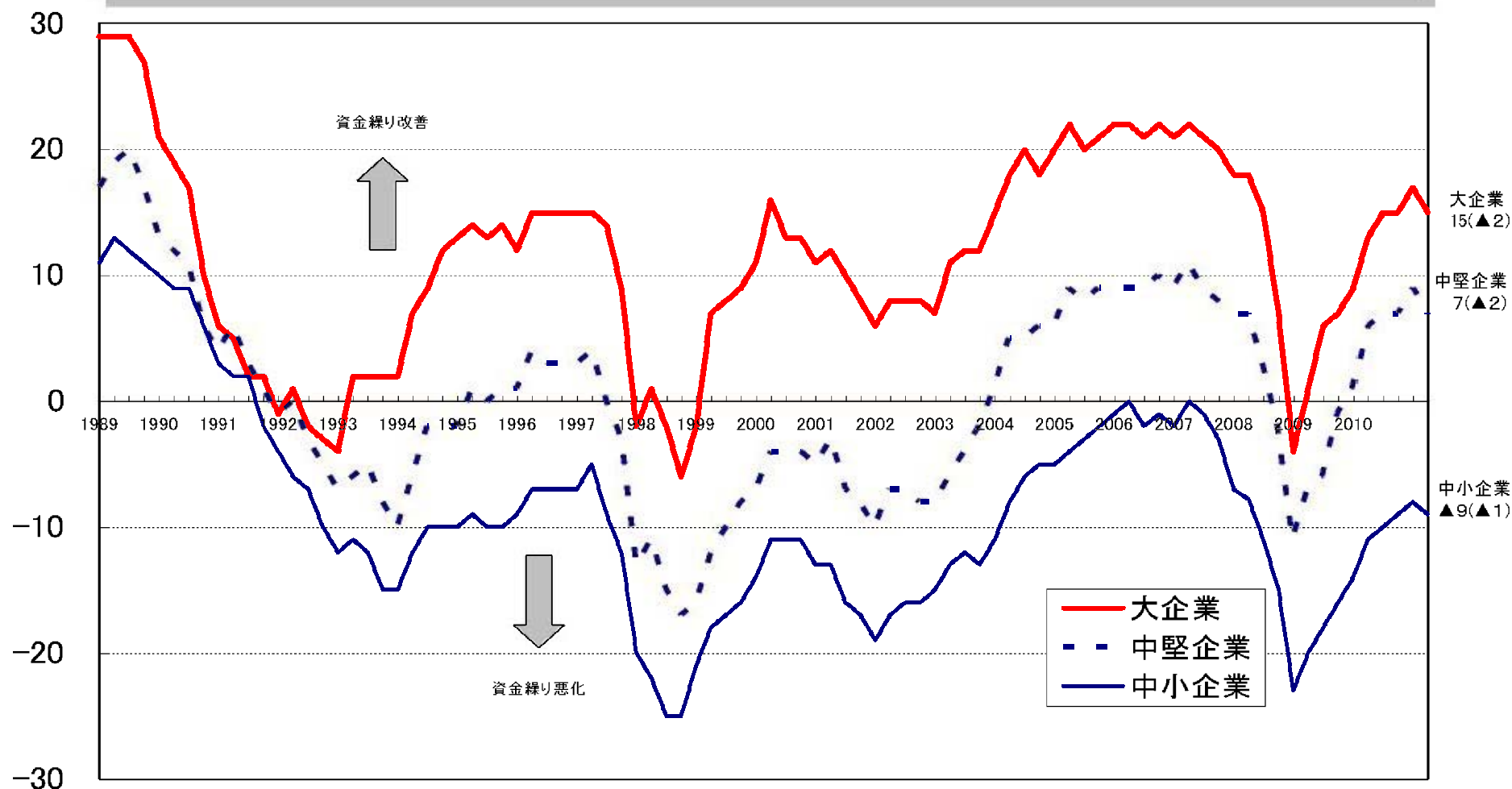
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2011年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2011年3月)との比較)

資金繰り判断D. I. の推移

- 2009年6月以降、低水準ではあるが改善
- 東日本大震災後は悪化傾向にあり、依然として厳しい状況



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2011年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2011年3月)との比較)

中小企業金融円滑化法の期限の延長等について

平成23年3月31日 改正法が成立・施行

これまでの取組み

いわゆる「リーマン・ショック」以降、金融の円滑化を図るため、中小企業金融円滑化法をはじめとする種々の施策を実施

今後の対応

基本的な考え方

- 中小企業者等の業況・資金繰りは、改善しつつあるものの、依然厳しい。こうした中、先行きの不透明感から、今後、一定の貸付条件の変更等への需要があると考えられる。
- 一方で、貸付条件の変更等に際しては、金融規律も考慮し、実効性ある経営再建計画を策定・実行することが重要。
- 中小企業金融円滑化法を機に、次の流れを定着させることが重要
 - ・金融機関が貸付条件の変更等を行っている間に、コンサルティング機能を十分に発揮することで、
 - ・中小企業者の経営改善が着実に図られ、
 - ・中小企業者の返済能力の改善等につながる。

具体的な対応

以下のような施策を通じ、同法の期限後も、金融機関による金融仲介機能が適切に発揮される環境の整備を目指すとともに、引き続き中小企業の資金繰りに万全を期す。

I. 中小企業金融円滑化法の1年延長（平成23年3月末→平成24年3月末）

II. 金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進

- ・金融機関が経営相談・指導、経営再建計画の策定支援、本格的な事業再生等に積極的に取り組むよう、果たすべき役割を具体化する方向で監督指針を改定
- ・法の実施状況に関する検査の一巡後、通常の検査において「金融円滑化編」に基づく検査（コンサルティング機能の発揮状況等）を実施

III. 金融機関による開示・報告内容の見直し

- ・金融機関による開示・報告資料の大幅な簡素化（開示・報告に係る事務負担の軽減）

中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況

◆ 平成23年6月末時点（9月1日速報値公表）【銀行】

上段は件数、下段括弧内は金額(単位:億円)

	申込み	実行 (A)	謝絶 (B)	実行率 $[A / (A + B)]$
【中小企業者向け貸付】 銀行合計(145)	1,280,466 (422,643)	1,153,830 (388,500)	35,167 (11,228)	97.0%
【住宅ローン】 銀行合計(145)	135,400 (21,336)	101,772 (16,178)	9,794 (1,532)	91.2%

(注1) 上記銀行(145)は、主要行等(11)、地域銀行(106)、その他の銀行(28)の合計。

(注2) 「主要行等」とは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、中央三井信託銀行、住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。また、「その他の銀行」とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行をいう。

◆ (参考)平成23年3月末時点（7月26日確報値公表）【銀行＋協同組織金融機関等】

上段は件数、下段括弧内は金額(単位:億円)

	申込み	実行 (A)	謝絶 (B)	実行率 $[A / (A + B)]$
【中小企業者向け貸付】 金融機関合計(1,538)	1,837,988 (498,382)	1,652,961 (453,849)	46,112 (12,223)	97.3%
【住宅ローン】 金融機関合計(1,538)	167,554 (25,433)	125,721 (19,267)	11,892 (1,778)	91.4%

(注) 上記金融機関(1,538)は、銀行(145)、信用金庫(272)、信用組合(159)、労働金庫(14)、系統金融機関(67)、農協・漁協(881)の合計。

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン

(平成22年12月24日公表)

アクションプランの主な施策

I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給

(1) 中小企業等に対するきめ細かで円滑な資金供給

- ≫ **地域密着型金融の促進**
- ≫ 中堅・中小企業の実態に応じた会計基準・内部統制報告制度等の見直し
- ≫ コミットメントライン法の適用対象の拡大
- ≫ ファイナンス・リースの活用(銀行・保険会社等本体への解禁)
- ≫ **経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し**

(2) 新興企業等に対する適切な成長資金の供給

- ≫ 新興市場等の信頼性回復・活性化
- ≫ ベンチャー企業等への劣後ローン等の供給
(銀行・保険会社の投資専門子会社への解禁)
- ≫ 将来の成長可能性を重視した金融機関の取組の促進
- ≫ 成長基盤強化を支援するための資金供給(日銀)の積極的利用の奨励
- ≫ 民法上の任意組合に関する金商法の適用関係の明確化

(3) 機動的な資金供給等

- ≫ プロ向け社債発行・流通市場の整備
- ≫ 開示制度・運用の見直し
- ≫ 取引所における業績予想開示の在り方の検討・取組の奨励
- ≫ 四半期報告の大幅簡素化
- ≫ ライツ・オフリングが円滑に行われるための開示制度等の整備
- ≫ 社債市場の活性化
- ≫ 保険グループ内での業務の代理・事務の代行の届出制への移行

II. アジアと日本とをつなぐ金融

(1) アジアの主たる市場(メイン・マーケット)たる日本市場の実現

- ≫ 総合的な取引所(証券・金融・商品)創設を促す制度・施策
- ≫ 外国企業等による英文開示の範囲拡大等の制度整備
- ≫ 企業における会計実務充実のための会計専門家の活用等の促進
- ≫ 株式等のブロックトレードの円滑化
- ≫ 公募増資に関連した不公正な取引への対応
- ≫ クロスボーダー取引に係る税制の見直し等
- ≫ 会計基準の国際的な収れん(コンバージェンス)への対応等
- ≫ 国際的な金融規制改革への積極的な対応
- ≫ クロスボーダー取引に対する監視の強化

(2) 我が国金融機関のアジア域内での活動拡大

- ≫ アジア諸国の金融・資本市場に関する政策協調の推進
- ≫ 金融機関による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化
- ≫ 保険会社による海外進出の障壁となる規制の見直し

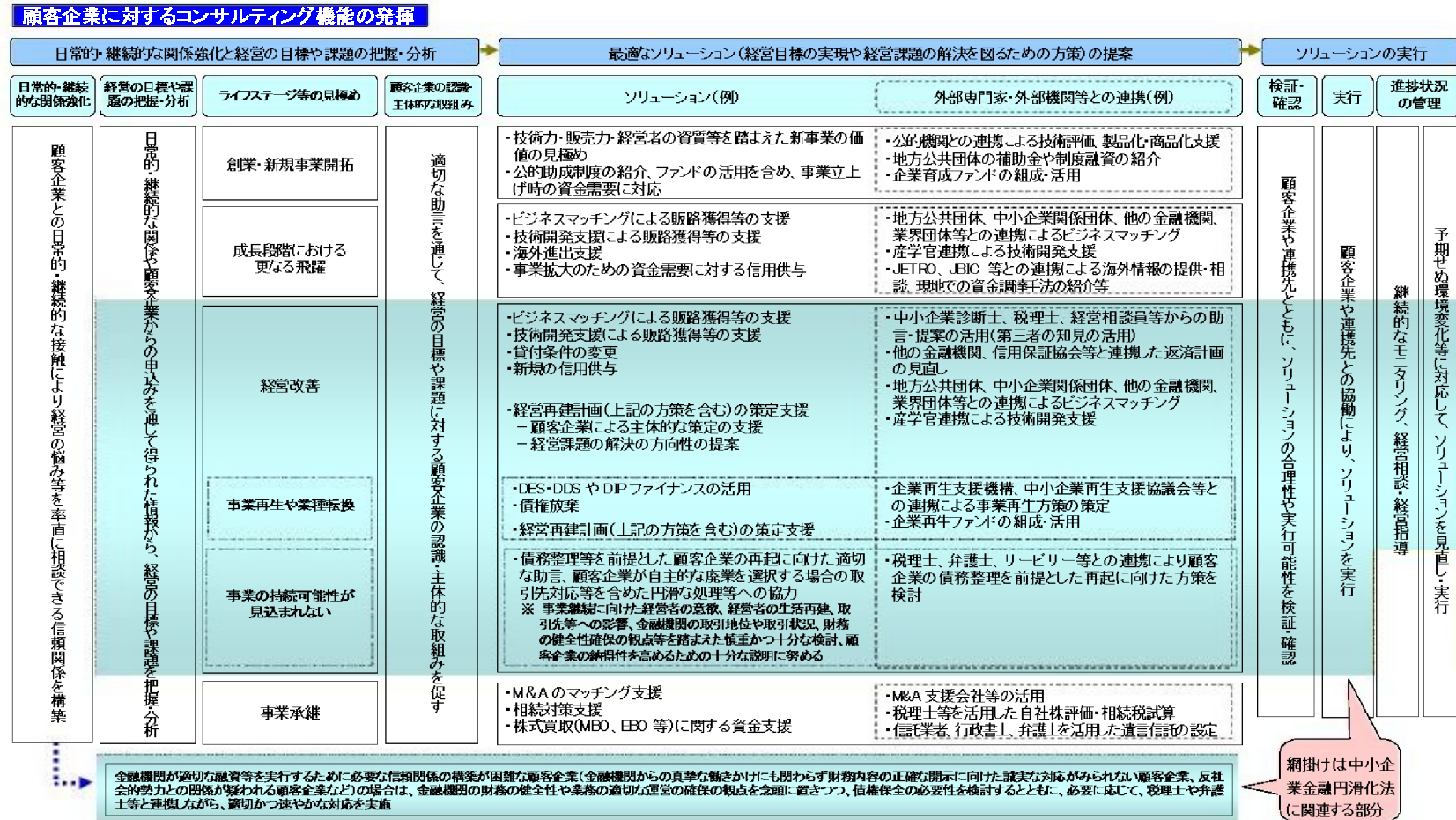
III. 国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備

- ≫ 資産流動化スキームに係る規制の弾力化
- ≫ 投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討
- ≫ プロ等に限定した投資運用業の規制緩和
- ≫ 保険会社における資産運用比率規制の撤廃
- ≫ 証券の軽減税率の2年延長等
- ≫ 金融ADR(裁判外紛争解決)制度の着実な実施

地域密着型金融の推進に関する監督指針の改正(平成23年5月)

Ⅱ. 監督にあたっての基本的考え方 ― 地域密着型金融の目指すべき方向

- ◎ 地域密着型金融をビジネスモデルとして確立
- 自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進
 - 経営陣が主導性を発揮し、推進態勢を整備・充実(本部による営業店支援、外部機関等との連携、職員のモチベーション向上に資する評価、人材育成・ノウハウの蓄積等)



自らの取組みの具体的な目標や成果を地域や利用者に対し積極的に情報発信することにより、顧客企業との維持・拡大・収益力・財務の健全性の向上につなげる

地域や利用者に対する積極的な情報発信

地域の面的再生への積極的な参画 … 成長分野の育成、産業集積による高付加価値化等に向けた地域の取組みへの積極的な参画

- ・利用者や地域の関係機関との日常的・継続的な接触により、地域情報を収集・蓄積
 - ・地域経済の課題や発展の可能性等を把握・分析し、自らが貢献可能な分野や役割を検討
- (地域の面的再生に向けた貢献策の例)
- ・地方公共団体による地域活性化に関するプロジェクトに対し、情報・ノウハウ・人材を提供
 - ・地方公共団体や中小企業関係団体等の関係機関と連携しながら地域的・広域的な活性化プランを策定し、その中に顧客企業を戦略的に位置づけ、支援

個人連帯保証に関する監督指針の改正

新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ（平成22年6月18日閣議決定）

経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、また、保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進するため、民間及び政府系の金融機関に対し監督上の措置を実施（監督指針の改正等）
【金融庁「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」（平成22年12月24日公表）にも同旨記載】

監督指針の改正内容（平成23年7月14日施行）

1. 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立

金融機関に対し、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないこととする原則に沿った対応を求める。

- 貸付に関する基本的な方針（クレジットポリシー）等に上記原則を規定。
- 併せて、金融機関に対し、説明態勢の強化を求める。
- 上記原則の例外は、経営者に準ずる者として、以下に限定。

（※ 信用保証協会のルール（平成18年4月改正）が、金融実務において既に定着しており、当該ルールにおける考え方を踏まえた対応を求める。）

①実質的な経営権を有している者

②事業に従事する配偶者

③事業承継予定者

④自ら連帯保証の申し出を行った者

④については、契約者本人が自発的な意思に基づき申し出を行った旨が記載され、自署・押印された書面の提出を受けるなど、連帯保証契約について金融機関から要求されたものではないことを確認する。

（※ 信用保証協会においては、実務上、協力者や支援者から自発的に連帯保証の申し出を行ったことを証する書面を徴求することにより、確認している。）

2. 保証履行時における保証人の履行能力等を踏まえた対応の促進

金融機関に対し、保証人の責任の度合い（保証債務弁済の履行状況及び保証債務を負うに至った経緯など）に留意しつつ、保証人の生活実態を十分に踏まえて判断される各保証人の履行能力に応じた合理的な負担方法とするなど、きめ細かな対応を求める。

金融機能強化法(平成20年12月17日に改正法を施行)

金融機能強化法の概要

【目的】金融機能の強化を通じて地域における経済の活性化が図られるよう、金融機関に対して国が資本参加

【申請】(※申請期限:平成24年3月末)

(下記を記載した経営強化計画を策定・提出)

- ①計画期間(3年以内)
- ②収益性・効率性等の目標、目標達成のための方策
- ③従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立
- ④中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
- ⑤株式等の引受け等の額、内容

【審査】

下記の基準を満たす場合に国が資本参加

- ①収益性・効率性等の向上が見込まれること
- ②地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化等が見込まれること
- ③公的資金の回収が困難でないこと
- ④適切な資産査定がなされていること
- ⑤破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと
- ⑥協同組織金融機関等について、一定の地域シェア等

【事後チェック】①金融機関が半期ごとに当局に対し計画の履行状況を報告

②当局が履行状況報告を公表、フォローアップ(必要に応じ監督上の措置を講じる)



政府保証枠：12兆円

実績：13金融機関に対して3,495億円(改正後は11金融機関に対して3,090億円)

東日本大震災に対処するための金融機能強化法等の改正の概要 (平成23年7月27日施行)

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び
金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

1. 基本的考え方

- 東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、予め、広域にわたる被災地域において面的に金融機能を維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを設けることが、地域経済の復興を図るうえで不可欠。このため、国の資本参加を通じて、金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである金融機能強化法に震災の特例を設ける。

2. 主な改正事項

(1) 一般的特例(全金融機関)

- ① 経営強化計画の策定において、
 - ー 経営責任は求めない
 - ー 収益性・効率性に関する目標設定を求めない 等の弾力化
- ② 資本参加コストを平時に求められる水準よりも引き下げる。併せて、幅広い選択肢が可能となるよう、資本参加の手段を多様化する。

(2) 協同組織金融機関向け特例(信用金庫、信用組合等)

- ① 自ら被災又は被災者への貸付を相当程度有し、今後の財務が必ずしも見通し難い面がある協同組織金融機関に対し、国と中央機関が、共同して資本参加。
- ② 対象機関は、中央機関と経営指導契約を締結。仮に、将来、参加資本の償還の見通しが立たない場合には、事業再構築とともに参加資本の整理を行う。その財源には、預金保険の資金等を活用する。

(3) 申請期限を延長する(現行平成24年3月末→平成29年3月末)。

(注)根抵当権の譲渡等に係る特別措置等を定める組織再編成特別措置法の申請期限も同じ期間延長する。

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成23年7月15日策定、8月22日運用開始)の概要

1. ガイドラインの位置付け

個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。これにより、債務者が、法的倒産手続による不利益^(注)を回避しつつ、債権者との間の私的な合意(私的整理)により、債務免除等を受けることができる。

(注)法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。この他、信用情報への登録。

2. ガイドラインの内容

(1)対象となる債務者

既往債務(旧債務)を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者(住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者)。

(2)対象となる債権者

主として金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等)。

－ 相当と認められるときは、その他の債権者を含める。

(3)債務免除額

民事再生手続又は破産手続と同等。

- － 破産手続等より免除額が多くなれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて自己に不利なガイドラインを利用すると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。
- － 債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止とする立法措置がなされ(8月30日施行)、破産手続における「自由財産」が拡大したことから、ガイドラインにおいても同様に対応。

(4)連帯保証人等に対する配慮

連帯保証人への履行請求や金融機関における税務上の取扱いについても配慮。

(5) 手続の流れ

①債務者が、債権者(対象債権者)に対して、債務整理を申出※。必要書類(財産の状況等)を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止(6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで)。

②債務者が弁済計画案※を作成。

※ 弁済計画案の主な記載事項は、(イ)債務者の財産状況、(ロ)債務弁済計画(原則5年以内、事情により延長可。)、(ハ)資産の換価・処分方針。事業継続を図る個人事業者については、これに加え、震災の状況を踏まえた事業計画等の提出を求める(経営者に対する経営責任は求めない)。

③第三者機関に登録する専門家(弁護士等)が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成(＝第三者機関によるチェック)。

④債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明。

⑤対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。

⑥対象債権者全員の同意により、弁済計画成立※。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

(注) ①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。

平成23検査事務年度検査基本方針のポイント

検査基本方針とは

毎年、検査事務年度(7月～翌年6月)当初に、検査運営の基本的枠組みや重点検証項目等を明確化するため、「検査基本方針」を策定・公表。

平成23検査事務年度検査基本方針の主な内容

我が国経済は、東日本大震災の影響により厳しい状況にあり、海外経済の下振れ懸念等のリスク要因にも直面している。こうした中、金融機関には実体経済、企業のバックアップ役としてサポートを行い、また成長産業として経済をリードする役割が求められている。

こうした情勢を踏まえ金融検査では、①適切な金融仲介機能を果たす態勢が整備されているか、②そうした役割を果たすことができるだけの十分な財務基盤と強固で包括的なリスク管理態勢が整備されているか、を検証することを基本とする。

また、当局のオン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリング機能を強化しつつ、金融機関の金融円滑化への対応(貸付条件の変更時等におけるコンサルティング機能の発揮等)、業務継続体制やシステムリスク管理態勢、顧客保護対応 等について重点的に検証を行う。

【新たに追加した主な事項】

Ⅱ. 基本的な取組姿勢

- 分析力・情報発信力の強化 (項目新設)
- オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの強化のうち
 - ✓ システムリスクに関するオン・オフ一体的なモニタリングの強化
- 東日本大震災への対応 (項目新設)
 - ✓ 金融機関による債務者等へのきめ細かい対応(二重債務問題への対応を含む)
 - ✓ 被災地域に所在する金融機関への検査実施等に当たっての配慮

Ⅲ. 基本的枠組み

- 金融機関等への検査のうち
 - ✓ EiC(複数年担当制の主任検査官)の機能強化
 - ✓ 外国銀行の本部との意見交換の実施等
 - ✓ 信託兼営金融機関、新規参入銀行等への着眼

Ⅳ. 検査重点事項

- 経営管理態勢の整備のうち
 - ✓ 金融持株会社の子会社等に対する経営管理
 - ✓ 震災等を踏まえた業務継続体制の整備
- 金融円滑化の一層の推進のうち
 - ✓ 第三者個人連帯保証を求めない融資慣行の確立
- 法令等遵守態勢 (項目新設)
 - ✓ 新規業務(ホールセール含む)の適切性等の確保
- 顧客保護・利用者利便の向上のうち
 - ✓ リスク性商品の販売後のフォローアップ態勢
 - ✓ 銀行等による保険募集時の弊害防止措置
- リスク管理態勢の整備のうち
 - ✓ 住宅ローンの商品性等を踏まえたリスク管理
 - ✓ グローバルベースの流動性リスク管理
 - ✓ 安定稼働しているシステムを含めたリスク管理

【引き続き取り組む主な事項】

Ⅱ. 基本的な取組姿勢

- ・ 検査マニュアル五原則の実践強化
- ・ ベター・レギュレーションの進化

Ⅲ. 基本的枠組み

- ・ 大手金融グループへのコングロマリット検査
- ・ 金融機関の委託業者・代理業者への検査

Ⅳ. 検査重点事項

- ・ 各種リスクの的確な管理を行うための経営管理態勢の整備
- ・ 金融円滑化の一層の推進
(コンサルティング機能の発揮による、実効性ある経営改善計画等の策定・実施への支援)
- ・ 顧客等に関する情報管理の徹底
- ・ 金融ADR制度への対応
- ・ 大手金融グループ全体としてのリスク管理
- ・ 保険会社における統合的リスク管理

平成23事務年度監督方針のポイント

監督方針とは

金融庁においては、毎年、事務年度(7月1日から翌年の6月30日まで)当初に、監督に当たっての重点事項を明確化するため、金融機関向けに監督方針を策定し、公表している。

23事務年度監督方針の主な内容

東日本大震災の発生等を受けて、本事務年度は、金融仲介機能の真価が問われる一年との認識の下、「円滑な金融仲介機能」に係る記述を充実したほか、システムの自主点検や業務継続体制の再検証についても強調。また、金融機関は公共性が高く信頼のある機関として、金融商品の提供等に当たっては、顧客保護に配慮し、その期待に応えていく必要がある旨を強調。一方、リスク管理については、収益力強化の取組みが見られる中、東日本大震災の影響や海外経済・金融の動向、市場リスク・流動性リスク等の各種リスクに注視していく旨を強調。

【新たに追加した主な事項】

① 円滑な金融仲介機能の発揮

- 東日本大震災に対する金融面からの対応
 - 東日本大震災の影響を受けた中小企業等の借入金の貸付条件の変更等への対応状況の確認、二重債務問題への対応状況の注視等
- 震災後の復旧・復興に向けた資金需要への対応状況の確認

② リスク管理と金融システムの安定

- マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督
 - 新興市場や欧米の財政状況による影響、東日本大震災の影響、市場リスク等を注視
- ※ 地域金融機関等については、金融機能強化法の活用の積極的な検討を促進。
- 収益力強化の取組みを支えるリスク管理態勢の充実
 - グループ全体でのリスク・ガバナンスの強化 等

③ 顧客保護と利用者利便の向上

- 顧客保護等に係る考え方
 - 公共性の高い金融機関として、経営陣の主導性発揮の下、商品開発時等から顧客保護に配慮することの重要性
 - 経営方針の策定状況、社内の動機付け、営業現場の状況を内部でチェックする態勢にも注視
- 業務の継続性の確保
 - 経営陣の積極的なリーダーシップの下でのシステムの自主点検等
 - 業務継続体制の検証状況の確認

【引き続き取り組む主な事項】

① 監督行政の取組姿勢等

- ベター・レギュレーション
- オンサイト・オフサイト一体的なモニタリングの推進

② 円滑な金融仲介機能の発揮

- 円滑化法への対応、積極的なコンサル機能の発揮
- 消費者金融への積極的な参加

③ 顧客保護と利用者利便の向上

- 顧客情報管理の徹底
- 相談・苦情処理態勢の充実(ADR等)
- 金融機能の不正利用の防止 等

【参考】監督方針の構成(中小・地域金融機関)

1. 総論

1. 金融システムを取り巻く環境

- ・東日本大震災等による国内経済への影響(電力供給の制約、原子力災害、海外景気の下振れ懸念、為替レート・株価の変動等)
- ・世界経済が金融システムに与える影響

2. 監督当局の取組姿勢等

- ・ベター・レギュレーションの一層の定着・深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む
- 特に、東日本大震災の復旧・復興に向けて「金融機関による金融仲介機能の真価が問われる一年」との認識で臨む
 - ① リスク感応度の高い行政(個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握、システム・業務継続体制の再点検)
 - ② 国民の目線・利用者の立場に立った行政(顧客保護や利用者利便の一層の向上)
 - ③ 将来を見据えた行政(国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く)
 - ④ 金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政(金融機関との率直かつ深度ある対話、各金融機関における先進的取組みを他の金融機関に紹介等)
- ※ 検査部局、証券取引等監視委員会、日本銀行との一層緊密な連携(特に検査・監督一体となったモニタリングの実施・強化)
- ※ 財務局と一体となった監督行政(データ分析や着眼材料の提供の充実、財務局からの報告を活用した経営分析など監督力を強化)
- ※ 金融機関の負担軽減に配慮した監督行政(報告等の年1回の定期的な点検等)

2. 監督重点分野

1. 円滑な金融仲介機能の発揮

(1) 東日本大震災に対する金融面からの対応

- ・震災発生後の各種対応状況(金融円滑化に係る措置を含む。)の確認
- ・二重債務問題への対応状況の注視
- ・復旧・復興に向けた資金需要への対応状況の確認
- ・金融機能強化法(震災の特例)の活用積極的な検討の促進
- ・協同組織中央機関との一層の連携 等

(2) 地域密着型金融の更なる推進

- ・中長期的な視点に立った組織全体としての継続的な取組みの推進 等

(3) 中小企業・個人向け融資(住宅ローン等)に対する金融仲介機能の発揮

- ・借手企業への積極的なコンサルティング機能の発揮(実証計画の策定や抜本的な事業再生等に向けた積極的な支援等)
- ・経営者以外の第三者の個人連帯保証の原則禁止
- ・消費者向け貸付けへの対応に関する実態把握 等

(4) 成長可能性を重視した金融機関の取組みの促進

2. リスク管理と地域における金融システムの安定

(1) マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督

① 注視すべきリスク分野

- ・東日本大震災の影響及び新興市場や欧米の財政状況
- ・株式等の市場リスク及び債券の金利リスク
- ・大口与信先の信用リスク(抜本的な事業再生・事業再編等の積極的な支援) 等

② リスク管理手法の改善

- ・経営陣の主導性発揮によるリスク波及効果の認識やストレステストの内容の検証

③ 財務基盤の強化

- ・確実な収益の確保を含む自己資本の充実にに向けた取組みの促進
- ・国の資本参加の申請期限延長も踏まえた金融機能強化法の活用積極的な検討の促進

(2) 収益力強化の取組みとそれを支えるリスク管理態勢の充実

- ・中長期的な視点に立った収益基盤の充実(アジア進出支援を含む地域密着型金融の実践等)
- ・非日系与信や海外拠点も含むリスク管理
- ・新たな業務展開に伴うリスクの把握
- ・協同組織金融機関の基本的性格等を踏まえた金融仲介機能の最大限の発揮

3. 顧客保護と利用者利便の向上

(1) 業務の継続性の確保

- ・システムリスクの自主点検・重点的な検証
- ・業務継続体制の再検証

(2) 情報セキュリティ管理の徹底等

- ・顧客情報の厳格な管理の徹底

(3) 顧客への説明態勢の充実等

- ・為替デリバティブ等のリスク性商品に係る適合性原則の遵守状況・社内の動機付け・不招請勧誘に関する法令遵守状況・販売後のフォローアップ態勢の検証
- ・投資信託等の販売時の説明態勢等の検証

(4) 相談・苦情処理態勢の充実

- ・金融ADR制度への対応状況の注視

(5) 金融機能の不正利用の防止

- ・震災を悪用した振り込め詐欺への対応
- ・反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み

等